

感染症危険情報の変更について

10月30日、日本において9か国の感染症危険レベルの引き下げや条件緩和が発表されました。「JAL Times11月号」では本対応に伴う変更点等をご紹介します。JALでは皆様のお声を参考にさせていただき、当該国への便設定を積極的に実施していきます。ご渡航の予定や渡航情報を是非とも各担当セールスマンまでご共有ください。

- ①レベル2地域からの帰国・入国の際、国籍に関わらず、**入国時検査不要**
- ②日本在住のビジネス渡航者の**帰国後14日間待機が緩和**
→14日間待機期間中も「本邦活動計画書」に記載した場所間の往復が可能に

<レベル別 日本入国対応>

	レベル	渡航形態	海外出国前検査証明取得	入国時検査	14日間自主待機	公共交通機関利用	
日本人の方	レベル3	通常の帰国	不要	必要	必要	不可	
		短期出張(滞在期間7日間以内)***	不要		緩和 ②		
	レベル2	通常の帰国	不要	① 不要	必要		
		ビジネストラック** 短期出張(滞在期間7日間以内)***	不要*		緩和 ②		
外国人の方	レベル3	通常の入国・再入国	必要	必要	必要	不可	
		レジデストラック			不要		緩和
		短期出張(滞在期間7日間以内)*** ※日本居住者					緩和
	レベル2	通常の入国・再入国	不要	不要	必要		
		レジデストラック			緩和		
		ビジネストラック** (対象国→日本)	必要				
		ビジネストラック** (日本居住者 日本→対象国→日本) 短期出張(滞在期間7日間以内)*** ※日本居住者	不要*				緩和

- * ビジネストラック利用の日本居住者で滞在期間8日以上の場合は出国前検査証明取得が必要。ビジネストラック・短期出張で滞在期間7日以内の場合は帰国後、企業の責任下でPCR検査又は抗原検査を受検し、陰性結果がでるまでは自宅待機。出国前検査証明は不要。
- ** 11月12日時点でのビジネストラック対象国はシンガポール、ベトナム、韓国。
- *** 隔離要請期間を除く滞在期間が7日間以内。

日本入国時フロー(ビジネストラック/短期出張の方)

空港検疫 入国審査

- ・「質問票」、「検査証明(ビジネストラック利用の日本居住者で現地滞在期間が8日間以上の場合のみ)」、「誓約書」の写し、「本邦活動計画書」の写しを検疫へ提出

渡航先がレベル3地域の場合

- ・空港検疫にて新型コロナウイルスに関する検査実施。検査結果の判明までは原則として空港内待機。

渡航先がレベル2地域の場合

- ・空港検疫での新型コロナウイルス検査は未実施。
- ・渡航先滞在期間7日間以内の場合は企業の責任下で医師によるPCR検査又は抗原検査を受診、陰性の結果が得られるまでは自宅等で待機。

帰国後14日間

- ・帰国後14日間は公共交通機関は使わず、自宅と勤務先の往復など、「本邦活動計画書」に基づき検疫所長が指定した場所のみ滞在又は移動可
- ・健康フォローアップを実施すると共に、地図アプリで位置情報を保存し、非接触確認アプリを導入・利用
- ・帰国後14日間はマスクを着用

通常活動への復帰

日本帰国時の必要書類について(日本人の場合)

通常の帰国

◆必要書類：「質問票」を空港の検疫に提出

最新版の必要書類のダウンロードは下記の外務省サイトからお願いいたします。
www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html

ビジネストラック/短期出張(滞在期間7日間以内)

レベル2・3に関わらず以下の書類を提出することにより、14日間の隔離が緩和されます。

◆必要書類：1.「誓約書」(写し) 2.「本邦活動計画書」(写し) 3.「質問票」 4.「検査証明」 を空港の検疫に提出

外務省サイトからダウンロード

1.誓約書(写し)*

2.本邦活動計画書(写し)

- ・誓約書/本邦活動計画書は渡航者1名につき1部作製
- ・渡航者は帰国時に写しを提出
- *ビジネストラック用、短期出張用で誓約書フォーマットは異なりますのでご注意ください。

機内にて配布

3.質問票

- ・質問票は機内で配布/記入

海外医療機関にて取得

4.検査証明

・ビジネストラック利用の日本居住者で渡航先滞在期間が8日間以上の場合には必要
 →出発国において出国前72時間以内に日本政府指定の方法にて新型コロナウイルス感染症の検査を受け、医療機関から「陰性」であることを証明する検査証明を取得し、日本入国時に、検疫官に提出する必要があります。

*渡航先滞在期間が7日間以内の場合は現地での検査証明取得は不要
 →現地での検査証明取得は不要で、日本帰国後、企業の責任下で医師によるPCR検査又は抗原検査を受検し、陰性の結果が得られるまでは自宅待機となります。

◆必要事項：出国前14日間の健康モニタリング、入国後14日間の受入企業・団体による健康フォローアップ、非接触確認アプリ(略称：COCOA)の導入、帰国後14日間の既存の地図アプリを通じた位置情報の保存

健康フォローアップまでのイメージ

機内～入国時

(機内)
質問票・LINE同意書の記入



(入国時)
質問票・LINE同意書を空港
の検疫に提出

LINE同意書

入国後

本人の携帯電話にLINEの
インストール・友達登録等



本人の携帯電話にLINEによる
健康フォローアップ*



必要に応じ保健所が本人に
電話等で確認

*37.5度以上の発熱があるか、せきやのどの痛みがあるか、を厚生労働省よりメッセージで確認

レベル2引き下げとなった各国入国情報*

*11月12日時点で運航している国のみ記載

シンガポール

<ビジネスラック対象国>

シンガポール線は往復週4便運航しております。

シンガポール	711	成田発18:00 現地着00:50(+1)	火木土日	712	現地発08:20 成田着16:05	月火木土
--------	-----	--------------------------	------	-----	----------------------	------

<ご渡航時に必要な書類>

- ・渡航書類/VISA + 許可証等(Approval Letter) ※日本人は査証免除で入国ができるためVISAなしでの入国も可能
- ・Safe Travel Pass(11/2~新フォーム以外受付不可)※Safe Travel Passを所持していればApproval letterは不要
※長期滞在者はSafe Travel PassもしくはAir Travel Passの所持、または、関係省庁/ICAからのApprovalの取得が必要。
- ・日本出発前72時間以内に検査したPCR検査証明(11/18入国~) ・医療申告用紙(SG Arrival Card)への電子登録が必要

<空港到着後>

- ・14日間の隔離(自宅隔離は要申請。隔離終了前にウイルステストあり)

<ビジネスラック利用時> *滞在期間は30日以内

- ・隔離緩和措置:空港にてPCR検査。陰性判定後は事前登録した滞在先と勤務先の往復が可能。(公共交通機関不使用)
- ・追加書類:①移動手段手配書②Safe Travelポータルサイトに渡航後14日間の行動計画を登録
③入国後「Trace Together」アプリをインストール・起動

入国に関する詳細はこちら www.sg.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html (在シンガポール日本国大使館)

ベトナム

ハノイ線・ホーチミン線は大使館と連携し日本発の便設定を実施していきます。(最新情報はJALサイトをご参照ください)

日本着便はハノイ線週5便、ホーチミン線は羽田着週3便、成田着週4便運航しております。

*11月25日より水曜運航追加

ハノイ	751	成田発18:00 現地着22:25	運休	752	現地発23:40 成田着06:25(+1)	火水木土日*
ホーチミン	79	羽田発01:30 現地着05:50	運休	70	現地発23:50 羽田着06:55(+1)	月水金
	759	成田発17:50 現地着22:30	運休	750	現地発7:50 成田着15:25	月火木土

<ご渡航時に必要な書類>

- ・出発3日から5日前に「発行」されたPCR検査陰性証明書 ・入国書類(VISA、レジデンスカード等) ・隔離施設確保手配書
- ・省/市人民委員会からの承認 ・公安省入国管理局からの入国承認 ・入国時に医療申告用紙を電子フォームで提出

<空港到着後>

- ・施設到着後にPCR検査実施。指定施設にて14日間の強制隔離。(隔離期間中に最低3回PCR検査実施)

<ビジネスラック利用時> *滞在期間は14日以内

- ・隔離緩和措置:施設到着後PCR検査で陰性判定以降、隔離施設と事前に承認を受けた勤務先の往復が可能。(移動は専用車両)
- ・追加書類:①省/市人民委員会への申請の際、ビジネスラック制度の適用申請を明記し、ベトナム滞在中の行動計画等を記載する。
②出発3日から5日前までに「受検」したPCR検査陰性証明書③空港到着後に「BLUE ZONE」アプリをインストール
- ・その他: PCR検査は到着後検査・出国1日前検査のほか、隔離期間中は2日に1回検査が実施される。

入国に関する詳細はこちら www.vn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona_information.html (在ベトナム日本国大使館)

タイ

日本発便は臨時便にて運航し、今後も大使館と連携し便設定を実施していきます。(最新情報はJALサイトをご参照ください)

日本着便は羽田着週6便、成田着週7便、関西着週1便運航しております。

*12月より火・土曜運航追加

バンコク	31	羽田発11:55 現地着17:00	11月20日 12月4日、18日	34	現地発22:05 羽田着05:40(+1)	火水木金土日*
	707	成田発18:10 現地着23:35	運休	708	現地発08:05 成田着15:55	月火木土
				718	現地発00:55 成田着08:45	水金日
	727	関西発00:50 現地着05:00	運休	728	現地発08:05 関西着15:25	金

<ご渡航時に必要な書類>

- ・入国許可証(COE) ・FIT to FLYの証明書
- ・治療費をカバーできるだけの上限10万ドル以上の保険 ・渡航前72時間以内に発行されたPCR検査陰性証明書
- ・ASQ 'Alternative State Quarantine' 隔離施設を予約した証明。 ・入国時に指定のフォームでの健康申告が必要

<空港到着後>

- ・隔離施設(ASQ)にて14日間以上の強制隔離。(隔離中にPCR検査あり)

入国に関する詳細はこちら www.th.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html (在タイ日本国大使館)

中国

広州線は往復週1便運航、大連線は往復週4便運航しております。

広州	87	成田発08:35 現地着13:00	金	88	現地発14:55 成田発19:50	金
大連	829	成田発09:25 現地着11:45	火水木金	820	現地発13:00 成田着16:50	火水木金

<ご渡航時に必要な書類>

- ・有効なVISA/居留許可証 ・指定機関による搭乗の2日前以内(検体採取日から起算)発行の新型コロナウイルスPCR検査陰性証明及び血清IgM抗体検査陰性証明のダブル陰性証明の原本と写し
- ・事前に健康電子申告が必要

<空港到着後>

- ・空港にてPCR検査実施。指定施設での14日間の強制隔離。

入国に関する詳細はこちら www.china-embassy.or.jp/jpn/tztgs/ (在中国日本大使館)

香港

香港線は往復週2便運航しております。

香港	29	成田発10:10 現地着14:30	水日	26	現地発15:55 成田着21:00	水日
----	----	----------------------	----	----	----------------------	----

<ご渡航時に必要な書類>

- ・有効なVISA/香港ID ・到着後14日間以上の滞在が確認できる香港のホテルの予約確認書(中国語又は英語)
- ・医療申告用紙の電子フォームでの提出が必要

<空港到着後>

- ・空港にてPCR検査実施。結果が出るまで空港待機。ホテルにて14日間の強制検疫。(外出不可、リストバンド装着)

入国に関する詳細はこちら www.hk.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html (在香港日本国総領事館)

台湾

台北(松山)線は往復週5便、台北(桃園)線は往復週2便、高雄線は往復週1便運航しております。 *12月より金・日曜運航追加

台北(松山)	97	羽田発08:35 現地着11:40	月水金土日*	98	現地発15:35 羽田着19:25	月水金土日*
台北(桃園)	809	成田発11:25 現地着14:40	火木	802	現地発15:55 成田着19:55	火木
高雄	811	成田発11:15 現地着14:55	土	812	現地発15:55 成田着20:15	土

<ご渡航時に必要な書類>

- ・渡航書類/VISA(日本人は査証免除対象か都度確認が必要)
- ・出発3日前以内(土、日、祝日を除く3営業日以内)に取得したPCR検査陰性証明書※
- ※但し、VISAタイプが“RESIDENT”の有効な居留VISA所持者は不要
- ・検疫システムへの登録が必要

<空港到着後>

- ・14日間の自宅隔離(外出不可、毎日1-2回電話で健康状態を確認)

入国に関する詳細はこちら www.roc-taiwan.org/jp_ja/index.html (台北駐日経済文化代表処)

オーストラリア

シドニー線は往復週3便運航しております。

シドニー	51	羽田発18:40 現地着06:30(+1)	月金土	52	現地発22:00 羽田着06:00(+1)	月水日
------	----	--------------------------	-----	----	--------------------------	-----

<ご渡航時にご用意いただくもの>

- ・入国が有効なVISA(現在外国人の入国は原則禁止) ・事前にオンラインでExemptionの申請が必要

<空港到着後>

- ・指定施設にて14日間の強制隔離(隔離中にPCR検査あり)

入国に関する詳細はこちら covid19inlanguage.homeaffairs.gov.au/ja (豪内務省コロナウイルス関連サイト)

ご渡航前に必ず最新の入国・検疫情報を各国大使館サイト・外務省サイトにてご参照ください。

www.anzen.mofa.go.jp/(外務省サイト)

今後もJALをご利用されるお客さまに向け、引き続ききめ細やかなサービスをご提供させていただきます。

お困りの点やご不明点がございましたら各担当セールスマまでお問合せ下さい。